

昭和五十一年十一月十九日受領  
答 弁 第 一 六 号

(質問の 一六)

内閣衆質七八第一六号

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員松本善明君提出国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松本善明君提出国鉄の複々線拡張、高架化による被害補償に関する質問  
に対する答弁書

一について

国鉄の高架化に当たっては、従来から、防音等を兼ねた高欄の設置、ロングレールの敷設等騒音、振動等の防止対策を種々講じ沿線の環境保全に努めており、今後ともこれらの対策を講じていく所存である。また、振動等による家屋等の実害に対しては、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

二について

(1) 最近の高架化に当たっては、側道を設ける等日陰による沿線家屋等への影響を極力軽減するよう努めているところであるが、それでもなお生ずる日陰による損害については、「公共

用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」（昭和三十七年六月二十九日閣議了解）の第三により損害等の発生が確実に予見されるような場合には、事前賠償により対処する方針で現在国鉄当局において具体的な検討を進めているところである。

(2) 最近の高架化に当たっては、国鉄当局において、共同アンテナの設置等テレビの受信障害を解消するための措置を講じているところである。

(3) 高架化に当たっては、従来から、防音等を兼ねた高欄を設置し、高架橋からの落下物の防止を図るとともに、列車からの投下物等による沿線住民の被害を防止するため、列車外へびん等を投棄しないこと等について、車内放送等を通じ旅客に協力を要請してきたところである。今後万一、沿線家屋等に投下物等による実害が生じた場合は、その実情を調査し、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

(4) 高架化に当たっては、従来から、防音等を兼ねた高欄の設置、ロングレールの敷設等騒音

及び振動の軽減に配慮してきたところであり、今後とも騒音及び振動の軽減に努めることと  
している。また、振動により生じた沿線家屋の実害については、その実情を調査し、修理等  
所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導してまいりたい。

### 三について

沿線住民から具体的に被害の申出があつた場合は、速やかにその実情を調査し、振動等によ  
る家屋等の実害が認められるものについては、修理等所要の措置を講ずるよう国鉄当局を指導  
してまいりたい。

右答弁する。